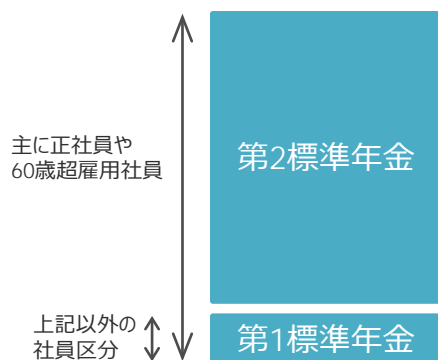


共済年金の3階部分（1・2階部分の上乗せ）を企業年金化した終身年金

1997年4月に旧三公社（NTT、JR、JT）の共済年金が厚生年金に統合されることを受け、厚生年金よりも手厚かった3階部分を企業年金化し、NTT厚生年金基金（厚生年金の一部を代行する制度）を設立しました。

その後、代行部分の運用リスクを解消するため、2007年7月に国に返上（代行返上）して、純粋な3階部分だけの制度である、現在のNTT企業年金基金に移行し、現在に至っています。

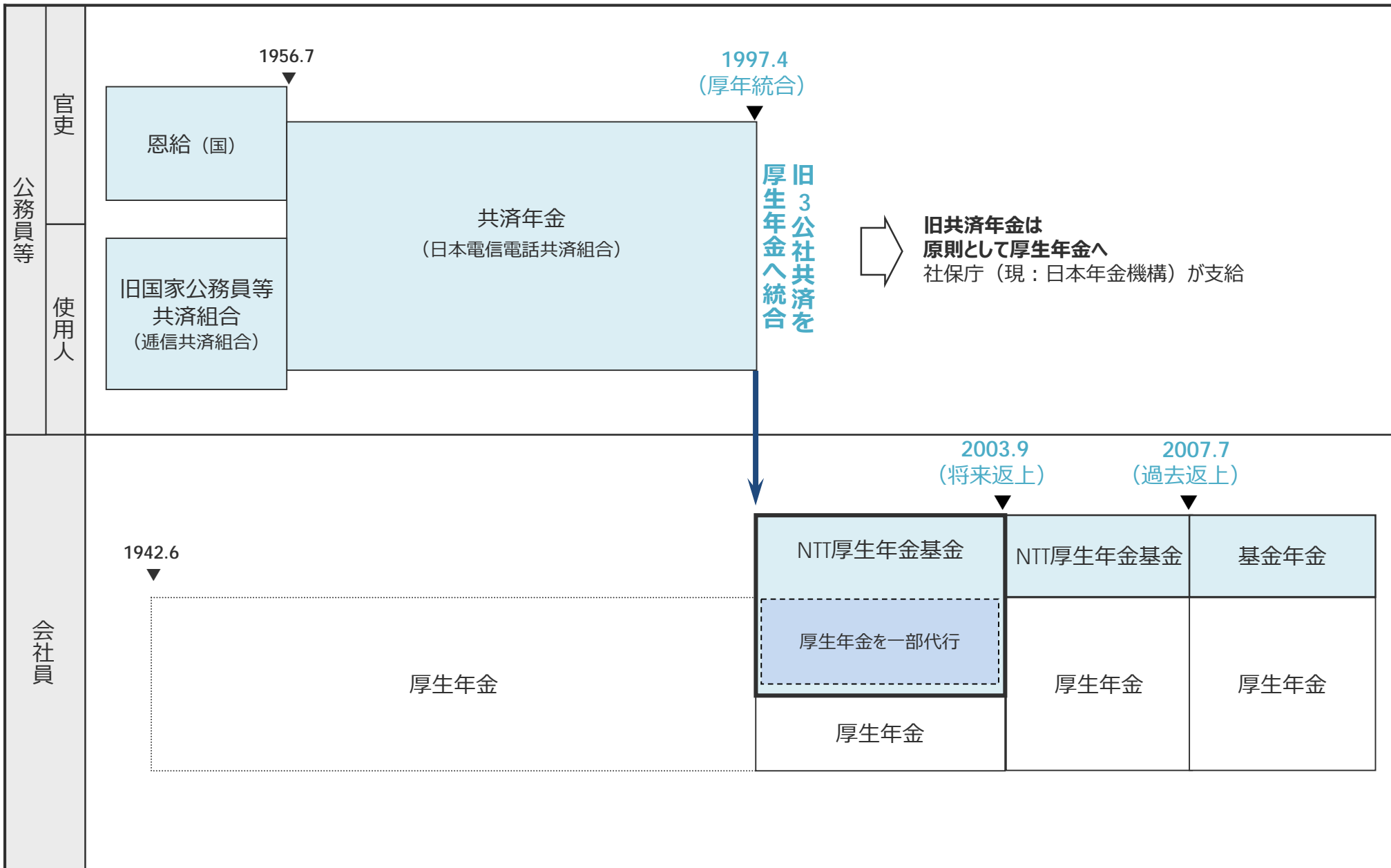
共済年金を起源に持つNTT企業年金基金は、掛金に加入者（社員）拠出分があることや、受給期間が終身であること、万一の備えとして死亡や障がいを負ったときの給付があることなど、公的年金に由来するしくみを持っています。



厚生年金基金と代行返上

厚生年金基金制度は、1966年に制定され、厚生年金の一部を国に代わって支給する（代行部分）とともに、企業の実情に合わせて上乗せ給付を行う（プラスアルファ部分）ことで、公的年金と同様の税制上の優遇措置のもとで従業員により手厚い老後所得を保障するしくみとして、長くわが国の企業年金制度の中核をなしてきました。

一方で年金資産運用では、かつての右肩上がりの経済成長下では安定した収益率で推移していたものの、2000年度以降、3年連続でマイナス運用が発生するなど、企業が年金資産の運用リスク回避を求める機運が高まったことなどを背景とし、2002年4月1日に施行された確定給付企業年金法によって厚生年金基金の代行部分を国に返し、プラスアルファ部分を確定給付企業年金へ移行する代行返上が可能となり、多くの厚生年金基金が、3階部分のみの企業年金基金へと移行しています。



加入のしくみ

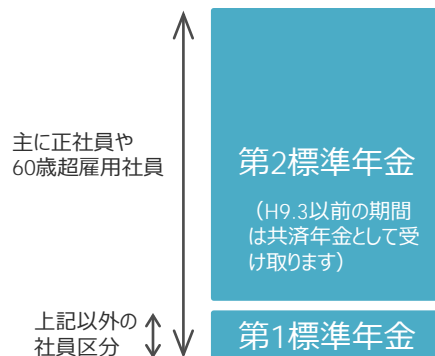
対象者

基金年金の加入対象となるのは、NTTグループ178社※に勤務する社員（厚生年金被保険者）全員です。

基金年金は第1標準年金と第2標準年金の2層の年金となっており、雇用区分に応じて2つの加入種別に分かれます。

加入種別	対象者*
第1標準年金と第2標準年金の対象となる加入者 (第2標準年金対象加入者)	主に 正社員
第1標準のみ対象となる加入者 (第1標準年金のみ対象加入者)	上記以外

注) 第2標準年金対象加入者の範囲は会社ごとに扱いが異なります。



加入者資格の取得・喪失

加入者資格は、基金年金に加入するNTTグループ178社※に入社した日に取得し、退職・死亡した日の翌日、70歳の誕生日の前日等に喪失します。

公的年金と同じく、加入期間は月を単位として計算し、加入者資格を取得した日から喪失した月の前月までを数えます。

※ 2021.1月末現在

掛金拋出のしくみ

掛金の種類

掛金は、第1標準掛金と第2標準掛金があります。第1標準掛金は全額会社が拋出していますが、第2標準掛金は、会社が拋出する分に加えて第2標準年金の対象となる社員も拋出します。

掛金額

掛金は、毎月の給料（標準報酬月額）にそれぞれ決められた掛金率をかけて計算されます。第2標準年金対象加入者が拋出する社員分の掛金額は最大で2,600円です（標準報酬月額が上限650,000円の場合）。

掛金率

	社員分	会社分
第2標準掛金	0.40%	1.50%
第1標準掛金	—	0.15%

第2標準掛金拋出の注意事項

第2標準年金対象加入者が拋出する社員分の掛金は、社員本人が拋出するかしないかを選択できます。ただし、掛金を拋出している方が、一旦、拋出を停止すると、原則、拋出を再開することができないので注意が必要です。

なお、社員分の掛金拋出のない期間に応じて第2標準年金の額が減額され、拋出期間が10年に満たない場合は一時金での受け取りとなります。

年金給付のしくみ

給付の種類

基金年金から受け取る給付には、老齢給付金、脱退一時金、障害給付金、遺族給付金の4種類があります。

給付種類	事由	加入期間	受給時期	受給期間	受給要件
老齢給付金	退職	10年以上	60歳から	終身	<ul style="list-style-type: none"> 第1標準年金：老齢厚生年金の受給開始年齢に到達した場合 第2標準年金：10年以上の掛金拠出期間を有する加入者が60歳到達後、資格喪失した場合
脱退一時金	退職	10年未満	即時		<ul style="list-style-type: none"> 10年未満で脱退した場合 掛金拠出期間10年未満で脱退した場合
遺族給付金	死亡		即時	終身	<ul style="list-style-type: none"> 第2標準年金の対象加入者が加入中、年金受給中に死亡した場合
障害給付金	障害		即時	終身	<ul style="list-style-type: none"> 第2標準年金の対象加入者が加入中に障害となった場合

老齢給付金（年金）

第1標準年金は、加入期間が10年以上ある場合に国の老齢厚生年金の受給開始年齢から受け取ります。なお、2007年6月以前に入社し、旧NTT厚生年金基金の加入期間がある人は、加入期間1ヶ月以上で受け取れます。

第2標準年金は、社員掛金拠出期間が10年以上ある場合に60歳から受け取ります。ただし、在職中であれば65歳まで受け取れません。

なお、1997年3月以前のNTT共済加入期間がある場合は、その期間分を退職共済年金として受け取ります。

■ 年金額の計算のしくみ

第1標準年金

年金額 =

$$\text{1997.4から退職までの平均標準報酬月額} \times 0.1/1,000 \times \text{1997.4から退職までの加入月数}$$

・2007年6月以前に入社し、旧NTT厚生年金基金の加入期間がある方は、厚生年金が支給停止された場合に、停止額の一部を補てんする「在職等補償年金」が加算されます。

第2標準年金

年金額 =

$$\text{入社から退職までの平均標準報酬月額} \times \frac{1.5/1,000}{\text{(退職までの加入期間が20年以上の場合*)}} \times \text{入社から退職までの加入月数}$$

※ 社員掛金拠出期間が20年未満の場合は0.75/1,000

脱退一時金

加入期間10年未満で退職した場合は年金の受給権がありません。そのため、第1標準年金、第2標準年金の代わりに、脱退一時金（第1標準一時金・第2標準一時金）を受け取ります。加入期間が10年以上あるケースでも、第2標準年金対象加入者の掛金拠出期間が10年未満となる場合は、脱退一時金での受け取りとなります。

脱退一時金額は、第1標準年金額及び第2標準年金額に退職時の年齢等に応じた乗率をかけて計算します。

なお、2007年6月以前に入社し、旧NTT厚生年金基金の加入期間がある人は、加入期間1カ月以上で第1標準年金を受け取れるため、脱退一時金での受け取りはありません。

障害給付金（年金）

第2標準年金対象加入者が、病気やけがにより障がいが残ったときは、障害給付金を受け取れます。障がいの原因となった病気やけがの初診日が加入期間中にあり、障害認定日に所定の障害等級に該当していることが条件となります。この条件を満たしていれば、加入期間が10年未満であっても加入期間中から障害給付金を受け取れます。

なお、初診日が1997年3月以前の共済組合期間にある場合は、障害共済年金を受け取れ、1997年4月以降の期間にある場合は、障害給付金を受け取れます。

年金額については、障害認定日までの加入期間中の平均標準報酬月額や加入期間から計算します。加入期間が25年に満たない場合でも、25年分の年金を受け取れます。

遺族給付金（年金）

第2標準年金対象加入者または第2標準年金・障害年金の受給者が死亡したときは、その人に生計を維持されていた遺族が遺族給付金を受け取れます。

遺族給付金の対象となる遺族の範囲とその順位は、遺族厚生年金と同じ取り扱いとなります。

年金額は、加入者本人が受け取る老齢給付金（第2標準年金）の4分の3の額になります。加入期間が25年に満たない場合でも、25年分の年金を受け取れます。